

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	小平市 予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 番号法においては、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査、請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③システムの名称	1 健康情報管理システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 10の項、93の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供に係る法令根拠】 番号法第19条第8号 別表第2 16-2、115の2の項 【情報照会に係る法令根拠】 番号法第19条第8号 別表第2 17、18、19の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	小平市健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 健康推進課 〒187-0043 小平市学園東町1丁目19番12号 電話番号042-346-3700
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康推進課 〒187-0043 小平市学園東町1丁目19番12号 電話番号042-346-3700

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成28年7月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	鶴巻 好生	永井 剛	事後	人事異動による変更。
平成30年1月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	永井 剛	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年6月22日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年6月22日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月22日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月22日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月17日	IV リスク対策		新規追加のための各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施より、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施より、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対してA類疾病に係る予防接種の実施を行い、また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。番号法においては、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査、請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。番号法においては、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査、請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	事後	法改正のため
令和3年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条	番号法第9条第1項 別表第1 10の項、93の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条	事後	法改正のため
令和3年3月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供に係る法令根拠】番号法第9条第1項 別表第1 10の項、93の2の項 番号法第19条第7号 別表第2 16-2 ②【情報照会に係る法令根拠】番号法第19条第7号 別表第2 17、18、19の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条	【情報提供に係る法令根拠】番号法第9条第1項 別表第1 10の項、93の2の項 番号法第19条第7号 別表第2 16-2、115の2の項 ②【情報照会に係る法令根拠】番号法第19条第7号 別表第2 17、18、19の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条	事後	法改正のため
令和3年3月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年2月25日 時点	事後	法改正のため
令和3年3月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年2月25日 時点	事後	法改正のため
令和3年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供に係る法令根拠】番号法第9条第1項 別表第1 10の項、93の2の項 番号法第19条第7号 別表第2 16-2、115の2の項 ②【情報照会に係る法令根拠】番号法第19条第7号 別表第2 17、18、19の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条	【情報提供に係る法令根拠】番号法第9条第1項 別表第1 10の項、93の2の項 番号法第19条第8号 別表第2 16-2、115の2の項 ②【情報照会に係る法令根拠】番号法第19条第8号 別表第2 17、18、19の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条	事後	法改正のため
令和3年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月25日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月25日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供に係る法令根拠】番号法第9条第1項 別表第1 10の項、93の2の項 番号法第19条第8号 別表第2 16-2、115の2の項 ②【情報照会に係る法令根拠】番号法第19条第8号 別表第2 17、18、19の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条	【情報提供に係る法令根拠】番号法第19条第8号 別表第2 16-2、115の2の項 ②【情報照会に係る法令根拠】番号法第19条第8号 別表第2 17、18、19の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条	事後	文言の修正
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	IV リスク対策 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	小平市 母子保健事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、母子保健事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、保健指導、新生児等の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給または費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③システムの名称	1 健康情報管理システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 49の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供に係る法令根拠 番号法第19条第8号 別表第2 26の項、56の2の項、69の2の項、87の項 【情報照会に係る法令根拠】 番号法第19条第8号 別表第2 56の2の項、69の2の項、70の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	小平市健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 健康推進課 〒187-0043 小平市学園東町1丁目19番12号 電話番号042-346-3700
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康推進課 〒187-0043 小平市学園東町1丁目19番12号 電話番号042-346-3700

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成28年7月27日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	鶴巻 好生	永井 剛	事後	人事異動による変更。
平成30年1月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	永井 剛	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年6月22日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年6月22日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月22日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月22日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月17日	IV リスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和1年12月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		69の2の項 を追加	事後	
令和1年12月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2)1,000人以上1万人未満	3)1万人以上10万人未満	事後	新規追加により、対象人数に変更が生じたため
令和1年12月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か		令和元年12月17日 時点	事後	
令和1年12月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か		令和元年12月17日 時点	事後	
令和2年9月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	3)1万人以上10万人未満	2)1,000人以上1万人未満	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年12月17日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年12月17日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供に係る法令根拠】 番号法第19条第7号 別表第2 26の項、56の2の項、69の2の項、87の項 【情報照会に係る法令根拠】 番号法第19条第7号 別表第2 56の2の項、69の2の項、70の項	【情報提供に係る法令根拠】 番号法第19条第8号 別表第2 26の項、56の2の項、69の2の項、87の項 【情報照会に係る法令根拠】 番号法第19条第8号 別表第2 56の2の項、69の2の項、70の項	事後	法改正のため
令和3年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」中、「③システムの名称」に「サービス検索・電子申請機能」を追加。	1 健康情報管理システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー	1 健康情報管理システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能	事後	びったりサービスの利用に伴う変更
令和5年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年1月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	IVリスク対策 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	小平市 健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③システムの名称	健康情報管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 76頁、内閣府・総務省令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	小平市健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 健康推進課 〒187-0043 小平市学園東町1丁目19番12号 電話番号042-346-3700
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康推進課 〒187-0043 小平市学園東町1丁目19番12号 電話番号042-346-3700

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成28年7月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	鶴巻 好生	永井 剛	事後	人事異動による変更。
平成30年1月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	永井 剛	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年6月22日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年6月22日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月22日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月22日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月17日	IV リスク対策		新規追加のための各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	IVリスク対策 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の記録等を行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)では、次の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1 健康情報管理システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー 4 ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠: 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2 情報照会の根拠: 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、16の3、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	小平市健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 健康推進課 〒187-0043 小平市学園東町1丁目19番12号 電話番号042-346-3700
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康推進課 〒187-0043 小平市学園東町1丁目19番12号 電話番号042-346-3700

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

